

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月26日

京都市長 松井孝治

京都市規則第 54号

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を次のように改正する。

第6条第4項第2号中「第3条第2号各号」を「第3条第2項各号」に改め、同条第5項中「規定する」を「掲げる」に改める。

第54条の見出し中「卸売数量等の公表」を「卸売予定数量等の公表等」に改め、同条中「第57条」の右に「及び第57条の2」を加える。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(中央卸売市場第一市場)